

「三條教則」關係資料（一）

本号は

『諸宗説教要義』 大教院教典局編
の一点を収める。 (明治五年)

「三條教則」について

本号より「三條教則」(「教則三條」または「三條教憲」とも称する)に関する衍義書群を資料として連載する。言うまでもなく、「三條教則」とは明治新政府による大教宣布の一環として、国民思想の帰一すべき目標に向けて思想善導する役目になった教導職に与えられた三ヶ条より成る條項目のことである。

就いては、周知のことではあるが、最初に「三條教則」布達の制度的・思想的背景について若干の説明をしておきたい。ただし、神道関係の各辞典などではかなり詳細な解説もあるので、ここではそれ以外の仏教の立場も含め、私見として簡述する。

明治維新後、王政復古、神武創業の始にもとづき、諸事一新、祭政一致の制に復する大方針のもとで神祇官が再興され、明治二年七月の官制改革により神祇官は大政官の上に特立して形式的には古制に復し、九月宣教使なる職制を定め、十二月には八神殿も造営され、翌三年正月には「宣布大教詔」が出される。これは維新の志による治教をあらかにし、惟神の大道を宣揚し、もって政府の意図する方針を国民に理解させるためであって、これが宣教使の任務であった。これがいわゆる大教宣布運動の嚆矢である。この流れに沿って四年正月には、神社はすべて「国家ノ宗祀」であるとされた。しかし、四年八月に神祇官は諸事情によって神祇省となり、実際には神仏判然の令による廢仏毀釈の勢いは激しかったものの、制度的にみれば神道にとっては快からざる方向、すなわち下降線を辿ることになる。そして、この頃からキリスト教対策を睨んだ仏教の巻き返しが政治の水面下でおこなわれ、神道側対仏教側の政治的相克が始まってゆく。

一方の仏教は、明治三年八月太政官布告第五二〇号により民部省内に社寺掛が設置されるまで寺院を司督する役所はなかったが、これを機に真宗本願寺派が動きを開始し、集議院に寺院寮設置を建議し、同年閏十月太政官布告第七五四号をもって社寺掛を寺院寮と改正し、四年七月の廢藩置県後、八月に大蔵省戸籍寮の中に社寺課を設けて寺院の

事を掌ることになった。神祇官が神祇省に降格するのはこの頃である。これより前、政府は先の大教宣布の詔を受け、四年七月に宣教使に対して太政官達第三二六号「大教宣布ノ件」を布告し、西洋の文物制度の撰取とそれともなうキリスト教の流入を警戒する。そこで仏教は維新後の劣勢挽回を期し、護法即護國の名のもとに、四年十月神道と制度的に対等な仏教単独での布教を望む「寺院省設置建議」を左院より提出させた。しかし、新政府にとっては対外的な意味で条約改正に絡んでくる浦上教徒処遇における信教自由の問題での外国からの圧力、さらには当然予想されるキリスト教流入への危惧、これらを如何にして回避克服するかが宗教上の最大の課題であったのである。したがって、新政府からみれば、神道の神祇一省、そしてこれと同格役庁設置による仏教の単独布教よりも、むしろ神仏合同をもつての説教の方が対キリスト教防禦にはより強力で効果的であると判断したのは当然であった。ここに仏教の寺院省設置は正院において却下されるが、二ヶ月後の四年十二月、また仏教側の運動による結果、今度は仏教単独ではなく、神道仏教合力して国民教化の任にあたり、異教防禦の実をあげようとする趣旨の左院建議があり、これが政府の思惑と合致して認められるところとなって、明治五年三月神祇省を廃止し、神道と仏教を一緒に司督する役庁としてあらたに教部省が設置され、制度的には神仏対等となったのである。その教部省は教義・教派・社寺廃立・神官僧侶の等級などいわゆる宗教団体全般の事項をあつかうことになる。そこで四月、従前の宣教使に替えて教部省は教導職（大教正以下、権訓導までの十四級に分かれる）なる職制を設置し、しだいに全国の神官僧侶をこれに任命し、国民教化のため説教教導をさせることとした。この教導職には神官僧侶を中心に心学や戯作者、はては落語家から役者にいたるまで、およそ口頭演説をもってその業とする人々は数多く補せられている。因に七年当時の教導職その数七〇〇〇人を超えるのである。これまさに明治初年の一大国民教化運動であった所以である。

ところで、各教導職にとってこの任を遂行するためには一定の指標、すなわち教導の際の目的箇条がなければ活動しにくいわけである。そのため教部省は教導職設置と同時に五年四月二十八日、教部省達として三ヶ条の綱目を教導

職に与えた。

これが、いわゆる世に「三條教則」と称されたものである。

第一條

一 敬神愛國ノ旨ヲ体スヘキ事

第二條

一 天理人道ヲ明ニスヘキ事

第三條

一 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事

これは根本の大綱目ではあるが、しかし抽象的に過ぎる。そこで、より具体的な教化目標として六年に十一兼題（神徳皇恩・人魂不死・天神造化・顕幽分界・愛國・神祭・鎮魂・君臣・父子・夫婦・大赦）、次いで十七兼題（皇國体説・道不可変説・制可隨時説・皇政一新説・人異禽獸説・不可不學説・不可不教説・万国交際説・国法民法説・律法沿革説・租税賦役説・富国強兵説・産物製物説・文明開化説・政体各種説・役心役形説・権利義務説）の合わせて二十八兼題の目標が設定された。これらは神道的色彩が濃いものから倫理・宗教・政治・政体・法制等まで幅広いのが特徴ではある。この教導の大本山の機関が五年十一月に出来た大教院であり、仏教側の抵抗により八年二月の真宗の大教院脱退、五月神仏合同布教廃止による大教院解散、十年一月の教部省廃止、十五年一月の神官の教導職兼補廃止、そして十七年八月教導職制そのものの廃止にいたるまで、この「三條教則」を内容とした大教宣布運動は続いてゆく。制度的な意味での「三條教則」成立の背景はおおかた斯くの如くである。

次に、与えられた「三條教則」に対して神道・仏教はそれぞれいかに対応したのか、という思想面にも少しくふれておこう。まづ神道人にとってはこれは自家葉籠中のものとして自説を展開すればよいわけで、特に問題はない。問

題となるのは仏教側である。それも第一條の「敬神」解釈の点においてである。第二條・第三條は世俗上の在り方のことで、仏教にとつてもさほど問題はない。要するに、この「敬神」という宗教上の條項をいかに解釈して説教するか、これが仏教にとつての最大の難事であった。そしてその実態の大半が神道的口吻を真似るしかないという状況であったことをもつて、仏教側はこれを神道国教化政策に抗し得ず従属せざるを得ない「踏絵」として受け取り、廃仏毀釈と大教院での仏教冷遇の実態と相俟つて敵視したのであった。これは維新後の激しい廃仏毀釈を受けたという一種の被害者意識の然らしむるところであろう。近代（明治）仏教史分野における見方もすべてこの図式である。

しかし、このような捉え方は一概には賛同し得ない。その理由は以下のごとくである。たしかに実態として厳しい状況下に仏教は置かれたが、第一に「敬神」なる概念そのものと、それによって引き起こされた仏教櫃塞の実態とは本来次元が異なる。先ずはその辺を混同せず明確に峻別しなければならぬのではないか。

第二に「敬神」概念の本旨は「神」を「敬」することであつて、何も仏教者が神道人になるということではない。敬することならば古来我が国においては高僧名僧であると同時に、心底より神道を尊敬し大事にした仏教者の存することは数多く、枚挙に遑がないことは日本仏教史を披き續けば明瞭である。

第三として「敬神」の概念は仏教者においても説くことが可能な、幾分柔軟な寛容性を含んだ言葉であるということである。実は「三條教則」については五年四月の布達前、その元となつたと思われる同じ三ヶ條より成る教化目標がすでにあつたのである。それは先の「寺院省設置建議」のなかで明示されている左のごとき三ヶ條である。

一 奉敬神祇候事

一 君臣ノ大倫ヲ明ニスヘキ事

一 国家ヲ保護シ忠愛ノ心ヲ存スヘキ事

いかがであらうか。きわめて酷似しているとしか言いようがないであろう。つまり、最初は「奉敬神祇」という案

文だったのである。それが数ヶ月後には「敬神」に変化したわけで、「神祇」なる表現で決定していれば仏教は「敬神」以上に苦惱を現出していたかもしれないのである。「神祇」から「神」へ、この表現の違いは大きい。「三條教則」を策定した中心人物は神道界内部でも開明派と言われた津和野藩士福羽美静とされるが、その福羽が「三條教則」制定当時を回顧して、後年「神祇を敬する道に、人の標準になる教を持たしむる必要は起これり。…但、仏法といひ儒教といふも、後世のものなりとはいへ、善きものは取らざるべからず」（『福羽子爵談話要旨』）と語っているように、根本の大綱目三ヶ條は単に神道一辺倒の宗教的條目ではなく、幅広く仏教をも取り込んだ国民のための道德的規矩でなければならなかったのである。それが仏教をも組み込んだ政府の狙いでもあった。もちろん神道人にとっては「神祇」であつた方がよかつたのであろうが、これを単に「神」として規定されただけでは、神道側にとつてはしだいに独自性はなくなり、教導される側の国民にとつても「神祇」への觀念は希薄にならざるを得ない。この影響は大である。明治以降キリスト教の God も「神」、神道も「神」と、超越的・不可知的なものをすべて平盤な「神」なる言葉一つで纏め括つてしまったことに「神」觀念の混乱の原因があると巷間言われるが、そうした原因の一端には、この「三條教則」中の「敬神」條項も関係しているかもしれない。いづれにしても、仏教側にとつては「神祇」ではなく「敬神」となつたことで少しでも救われたと言ふべきである。それはともかく、「三條教則」制定の下敷きとなつた三ヶ條の存在については従来言及されたことがなかつたので、ここで注目すべきこととして指摘しておきたい（拙稿「明治初年にみる仏教と神道の關係」平楽寺書店発行『仏教と神祇』昭和六十二年、を参照）。

斯様な理由からみれば、「三條教則」をまったく神道的なものとしてこれを忌避する仏教側の評価は感情的なもので、決して当を得たものとは言えないのではないだろうか。翻つて思えば、仏教は印度・中央アジア・中国・朝鮮・日本と伝播伝通する過程で多くの異質な思想と出会い、そのたび毎に思想的試練を経験しながら、言わばそれをも呑み込んでゆくかたちで仏教哲学思想としての幅を広げ大きくしてきたわけで、どのような民族独自の思想内容にも然

るべく対応できる思想的スケールの大きさを保持している。それよりも、「神」解釈において仔細に見れば各神道人によって少しづつ異なる傾向と伝統を持つ神道人の方が、それまで異質な思想と対決する試練をあまり経験していないだけに、それも近代化の奔流のなかではたさなければならなかったとすれば、むしろ神道側の方こそ厳しい試練の場に立たされたと言うべきではないだろうか。通説では「三條教則」は神道優位を示すものと理解され、一見するとそのようにも見えるが、事実このような観点で神仏双方の衍義書を眺めてゆくと、仏教が神道に対して批判する部分もあって、神道にとって決して我が意を得たりとばかりは言えない一面も看取される。この点は徳重浅吉氏の『維新政治宗教史研究』でもすでに指摘するところである。つまり、その理由は「三條教則」自体が複雑多岐な教導職を包括せざるを得ず、純粹な意味での神道精神を顕現したものではないという性格にも由来するのである。のち大教院が解散し、結局は神仏別布教の形になるが、逆の発想で言えば、その契機となり、青息吐息の感の仏教に、教学的に息を吹き返させたものが、実はこの「三條教則」ではなかったのか、とも思えてくるのである（拙稿「三條ノ教則と明治仏教」北海道印度哲学仏教学会編「印度哲学仏教学」第七号所収平成四年十一月、を参照）。

要するに、神道・仏教いずれにとっても維新近代化の浪のなかでは政治に翻弄される厳しい立場にあったことだけは間違いないのである。「三條教則」の衍義書群はこの点を暗々裡に教えてくれるのである。

最後にもう一点、思想的に重要なことを指摘しておきたい。「三條教則」は十四年頃の祭神論争、十五年の神官教導職兼補廃止、十七年の教導職制廃止と共にしだいに消えてゆくがそれは単に消滅したのではない。その精神は継承され、時と対象、そして文字を変えてあらたに蘇っている。

それがすなわち明治二十三年十月三十日に澳発された「教育勅語」である。

その詳細は省くが、要は日本人の精神生活の生成発展を支えてきた素朴な神祇崇敬の意識を根幹とする日本人の伝統的思想の核心部分においては、年代や状況が異なるとはいへ、思想的には裏面において筋が通り連続性がみられ

るということである（拙稿「三條ノ教則から教育勅語へ」「日本大学教育制度研究所紀要」第二十一集所収平成二年、を参照）。このように、明治国家における道徳的指針を位置づけたその最初のものであるという意味においても、この「三條教則」は重要であると言わねばならないであろう。

「三條教則」の衍義書諸本について

「三條教則」は国民を教導する指標綱目として教導職に付与されたものである。したがって各衍義書の著述者たちは皆教導職で、一部の石門心学者や戯作者を除けば、その大半が神道人と仏教者である。

そして明治期を通して管見に及ぶかぎりでも、その教約一二〇点は存し、その大半は明治五・六・七年頃に集中している。

それらの一々の書目については、古くは

○『明治文化全集』第十九卷「宗教篇」付「宗教関係文献年表」（昭和三年）

○河野省三「明治初年の教化運動」（『國學院大學紀要』第一卷所収 昭和七年）

○豊田武『日本宗教制度史の研究』（昭和十三年）

○辻善之助『明治仏教史の問題』（昭和二十四年）

などに文献目録として発表されていて、戦後の「三條教則」衍義書に関する記述があるものは、基本的にこれらを踏襲したものである。

次に、衍義書そのものの翻刻掲載についてはあまり多いとは言えない。古くは『明治文化全集』宗教篇で二、三点、ついで本学会の前身である「加藤玄智博士記念学会」の「神道研究紀要」の誌上で計七点ほど紹介されたことがある。

松下永福『三條考證神教大意』（明治六年） ↓ 第一輯（昭和五十一年五月）

國井清廉	『神教三條大意』	(同 五年)	↓	同	(同)
味酒麴翁	『三則正辨』	(同 七年)	↓	同	(同)
渡邊重春	『官許教義諺解』 卷一	(同 七年)	↓	第二輯	(昭和五十二年五月)
渡邊重春	『官許教義諺解』 卷二	(同 七年)	↓	第三輯	(昭和五十三年五月)
高木眞蔭	『三則論題譯解』	(同 六年)	↓	第三輯	(同)
原 馨	『三條私解』	(同 六年)	↓	第四輯	(昭和五十四年八月)
大賀賢勳	『三條述義』	(同 七年)	↓	同	(同)

これらは何といつても神道人のものが多い。

その後、反対に仏教者の衍義書を翻刻したものに『明治仏教思想資料集成』がある。これは明治期全般の仏教書・雑誌・新聞などをあつかったもので、衍義書に限ったものではないが、その第二卷(昭和五十五年)には六点、第三卷(同年)には六点、第四卷(同年)には一点、また『同集成』中の「教義新聞」「報四叢談」のなかに四点、計十七点が翻刻掲載されている。

つまり、「三條教則」衍義書の翻刻は従前約三〇点ほどで、全体の四分の一程度なのである。これではその全貌を見渡すには程遠いと言わざるを得ない。まして翻刻されているとはいっても専門書や紀要などにであって、古書肆でも入手困難な今日、閲読に恵まれる機会は少ない。また、先に示した文献目録にも載っておらず、あらたに書き加えられるべき自筆原本の発見も数点はある。

斯様な状況を鑑みれば、従前の翻刻分をも含め順次あらためてこれを剝刷に付し、閲覽に供するの意義は決して少なしとはし得ないであろう。

なお、翻刻掲載の順は編年を一応の原則とはするが、内容的に関連する場合には必ずしもこの原則に拘泥しないこ

ととしたい。

(解題) 『諸宗説教要義』 大教院教典局編 (明治五年)

『諸宗説教要義』は、縦二十二・五欄 横十四・八欄、袋假絲綴で、表紙裏に「明治壬申年鑄 諸宗説教要義 教典局」とあり、版本、一丁二十行、一行二十五字で、本文二十七丁より成る。

内容の内訳は

天台宗	↓	三丁
真言宗 (古義)	↓	二丁
真言宗 (新義)	↓	二丁
浄土宗	↓	三丁
禪宗 (五山派)	↓	四丁
禪宗 (曹洞宗)	↓	二丁
禪宗 (大徳寺妙心寺派)	↓	二丁
真宗 (五派)	↓	三丁
日蓮宗	↓	四丁
時宗	↓	二丁

の順で仏教七宗による「三條教則」の衍義を集めたものである。

大教院は教部省発足と同時に教導職となった仏教各宗が連名で設立を願い出て設置された神道中心ではあつたが神仏合同の宣教機関で、教導の大綱である「三條教則」の講究に携わる中心的組織であつた。したがつて、本書は仏教

各宗がそれぞれの宗門において「三條教則」をどのように受けとめて位置づけ、宣教の指針としているかを問われたことに對して、各宗門がそれぞれに意識するところを書いて大教院に提出したものを教典局で編集し、一冊に纏めたものであるということができよう。この各宗門提出の衍義は宗門内においてもある程度は下部まで行っていたようである。例えば真宗の場合、提出したものを「教則大意」と別名し教導の handbook としている。

本書の版行時期については明治五年とあるだけだが、五年十一月に大教院が出来て、六年一月開院式となることからみると、五年十一月あるいは十二月ということであつたかもしれない。

次に、各宗門の衍義内容全体を概観すると、たしかに時勢の然らしむるところ、多少の仏教用語は散見されるものの、模範解答のごとく、神道の解釈をそのまま文字化したもので、要は神道人が書いたものと大差はないと言つてもよく、文字通り時勢を写す鏡であるの感を覚えざるを得ない。しかし、先にも述べたとおり、解釈が分かれそうな衍義のポイントは第一條の「敬神」綱目を、仏教者がいかに把握するにかかっている。その点を見てゆくと、「神変不造化自然ノ道無為ニシテ能ク万物ヲ化育スル之ヲ神ト云」「神明ハ我国ノ宗廟万物ノ根元ナリ、神ヲ離レテ万物ナク、万物ノ外ニ神ナシ」というような表現が各宗に共通しているが、ひとり日蓮宗は他宗と趣がすこし異なる。

「所謂我毘樓遮那遍一切處ト云者ニシテ世ノ所謂造物ノ主ナル者也、竺土ニ在テハ釈迦、支那ニ在テハ三皇五帝、皇國ニ在テハ宗廟ノ神祇ト現ハル」とあるように、あくまで本門の教主釈尊を明確に立て、いわゆる本地垂迹的な解釈をするのである。この点は他宗の衍義にはまったく見られない記述であつて、神道優位の状況下においては注目しておかねばならないだろう。

また、本書については「宗門に伝統的な教義上の主義主張はまったく影をひそめて、神道的な三條教則の解説が憶面もなく続いている。……当時の宗門を指導する僧侶たちにとって、大教院の設立の目標とは裏腹に、政府からの三條教則の布教要請は、まさにひとつの踏絵であつたに違いない。」（『明治仏教思想資料集成』第二巻解題）という解

説がすでにある。たしかに一種の踏絵であったことは否定しない。しないが、先にも述べたように神道を尊崇し心を寄せた仏教者がいたことも否定し得ない。まして教義上は別でも神仏を習合させてきたのが実態であったという側面もあるわけである。そのへんを勘案すれば文字上は神道一色ではあるが、「憶面もなく」という解説は少々感情的に過ぎるようである。これは結局、仏教者はいくまで仏教者であるという立場と、仏教者は仏教者である前に神祇を崇敬してきた伝統を持つ日本人としての内面的な精神構造を背負った存在であるという立場から来る相違だと言わざるを得ない。

なお、本書はすでに『明治仏教思想資料集成』第二巻に翻刻収載している。ただ、他の多くの衍義書群はいくまで一個人の私的な衍義書であるのに対して、これは「三條教則」に対する仏教の各教団自身が作成したという意味で、教団にとつての公的衍義書の性格を有する。いわば、本書は〈仏教各教団の「三條教則」衍義書集〉なのである。このような形態の衍義書は他には見ることが出来ない。「三條教則」に関する衍義書の翻刻連載を始めるにあたって、敢えて再度の翻刻掲載とはなるが、先ずは最初に本書を選んだ所以はここに存する。

(三宅)

(凡例)

- 一、底本は大倉精神文化研究所蔵本を使用した。
- 一、原本における平出法・缺字法は省略し、追込みのかたちにした。
- 一、原本の体裁を尊重して濁点の有無はそのままとし、また適宜、句点等を挿入し閲読の便をはかった。
- 一、原本中の、ノ・片・丘・フ・子は、それぞれ、シテ・トキ・トモ・コト・ネにあらためた。
- 一、原本の誤字と思われる箇所には(ママ)を付し、脱字箇所は()で挿入した。

諸宗說教要義

天臺宗

敬神愛國ノ旨ヲ體スベキ事

神ハ乃チ神變不測造化自然ノ道、無爲ニシテ能ク萬物ヲ化育スル之ヲ神ト云、故ニ此ノ道ニ體スルハ皆ナ神人ナリ、萬國皆ナ神人ナリ、漢土ニテハ造化ノ理或ハ五嶽ノ神三皇五帝ノ廟神等、其理或ハ其德ヲ以テ稱ス、印度ノ佛モ亦神ナリ、所謂眞如實相昭々了々ノ理ヲ根源トシ、之ヲ體知スルノ智、之ヲ修證スルノ德、是ヲ佛ト號ス、眞如亦造化ノ理ニ同シ、我朝ノ祕說ニハ恐シコクモ萬物皆ナ産靈神ノ賦リ給ヘル處ナレハ、天地人畜ノ根源之ヲ神ト云、故ニ其理ヲ窮ムレハ造化自然ノ理ナリ、其德ヲ仰ケハ萬物化育ノ道ナリ、故ニ顯世ニテハ天照大御神在之、幽冥ニハ大國主ノ神在之、陰陽不測ニシテ自然萬物ヲ造化シ給フノ御德ヲ崇メテ神ト稱シ奉ルナリ、萬國稱ヲ異ニスレトモ而モ天理自然ノ道ニ體シ、彼我ノ念ヲ絶

シ萬庶ヲ化育スル、皆ナ是レ神人ナリ、故ニ其理ヲ推シ窮メ其德ヲ歸崇スルヲ眞ノ敬神ト謂フヘキナリ、萬庶亦此ノ理ヲ固有ス、故ニ五倫三德及ヒ平常日用ノ事皆ナ是レ天理自然ノ道ナリ、此ノ道ニ體認シ庶民ヲ政理スルハ實ニ政教一致ニ行フト謂フヘキ乎、且民ハ國ノ基ヒナリ、國ヲ理スルニ民ノ性ニ從フハ庶民ノ情に背カス、而モ善ヲ養ヒ性ヲ盡シ生ヲ厚フシ用ヲ利スルニ到ラム、故ニ教導斯ニ注意シ、世運ノ宜キニ隨ヒ己レヲ忘レ職ヲ重ンシ勉強訓誘セハ、庶民日アラスシテ文明ノ大化ニ歸シ、富國強兵ノ期近キニ在ラム、然ラハ神ト曰、佛ト曰、儒ト曰ヒ、教ハ方ニ隨テ殊ナレトモ、敬神愛國ノ本ハ一致ニ歸スヘキナリ、

天理人道ヲ明ニスヘキ事

天トハ天然ノ義萬物自然ニ生成スルヲ云フ、理ハ條理ニシテ乃チ天ノ文ナリ、森羅萬像（まんながら）天ノ文理ニシテ自然化育

スル所ナリ、佛教ノ假説是ヲ善惡業感ト説キ、儒ニハ是ヲ天命ト云フ、是レ乃チ器ニ從ヒ教ヲ異ニスルノミ、其實ハ同一、自然ノ理萬物ノ生成養育スル所以ナリ、故ニ佛教ノ眞説乃チ因果實相ト談ス、然ルニ迷徒是ヲ私シス、故ニ自然ノ化育ニ乖キ不測ノ苦果ヲ受ク、故ニ聖人訓ユルニ五倫三德誠心誠意等ノ教ヲ布キ、金仙ニハ三歸五戒乃至一諦無諦等ノ規ヲ設ケ萬庶ヲ導ク、人ハ乃チ道ヲ行フノ器ナリ、其ノ根天地冲和ノ氣ヲ稟テ、萬物化育ノ德ヲ固有シ五倫三德仁讓慈悲ノ道ヲ行フ、此ノ道モ亦萬生固有スルノ德ナリ、故ニ内外ノ聖人極ヲ立テ則テ設ケテ萬庶ヲ訓導シ、天理人道ノ至處ニ到ラシム、故ニ聖人ノ民ヲ訓ユル天命ノ性ニ從ヒ、平生日用ノ近キヲ以テ遠キニ達セシム、是レ則チ今日萬庶ヲ教理スルノ要ナリ、

皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムル事

萬國ノ政治體裁區別アレトモ、抑モ我朝ハ天地開闢以來天神ノ御孫ニシテ萬世一統シ給ヘハ、漢土及ヒ西洋萬國ノ偶ヒニアラス、現今文明日新門地貴賤ヲ論セス、共和會議シ規律ヲ定メ政事ヲ理スト雖モ、正シク王命ヲ以テ

宇内ニ號令シ給ヘルハ西洋立君ノ體裁ニシテ、而モ萬世一統ノ皇上ヲ奉戴スル所以ナリ、故ニ開化ノ政治ヲ奉戴スルニ天神ノ誠心精一ニシテ、而モ萬物ヲ化育スルノ旨ヲ體認シ、宇内今日ノ形勢ヲ察シ時運ノ變通ニ隨ヒ、教ヲ設ケ規ヲ布キ、庶民ヲシテ厚生用利ノ道ヲ諭ヘ、争ヒヲ止メ名ニ歸セシメハ、日アラスシテ太平洋富國ノ域ニ到ラム、是レ則チ皇意ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムルノ要務ナラム乎、

諸宗説教要義

眞言宗

古義

敬神愛國ノ旨ヲ體スヘキ事

萬世一統天祖神孫聯綿トシテ世ヲ治、王^{ミコ}ヒ以テ今日ニ至リ、億兆ノ人民其德澤ニ浴スル者、誰カ其靈績ヲ仰カサランヤ、今日神系ヲ繼玉フ、即コレ今日ノ神ニシテ、只此ノ神ノミ海外ニ殊ナルノミナラス、此ノ神ヲ生スル國土亦自ラ外國ニ異ナレリ、コレ所謂萬國殊絶ナル瑞穗ノ國號アル所以ナリ、故(二)天下ノ庶民各々神裔ナルヲ深ク思ヒ、上古祖先ノ神ヲケカサスシテ今日ニ及ボシ、

水土ノ秀美産出ノ靈異他邦ニ超過スルヲ感戴シテ、瑞穂ノ嘉號ヲ空シクスル事ナカレ、

天理人道ヲ明ニスヘキ事

天理トハ天性自然ヲ云、人道トハ人事因ルヘキノ道ナリ、而シテ天理ノ精微見ルヘク聞ヘキニ非ルトキハ、只四時氣運ノ布ク處ニ於テ以テ察ルノミ、此則寒熱冷暖榮枯開落是皆節氣運動ノ然ラシムル所ニシテ、天理ノ自然ニ發ス、其運用形布聯滯窒スルトキハ、寒暖逆發品物成セス、故二人ノ道ヲ治ル必天理自然ニ則ラサルヲ得ス、其道如何ト考ルニ其大ナル者ヲ五倫トス、孝弟忠信アル所ニシテ唯其ノ實ヲ失セサルトキハ、人事自明ニシテ天理自ラ通ス、所謂下學シテ上達スル也、若シ然ハ天理ニ順フトキハ、願ハスシテ福ヲ得、逆フ時ハ遠レント欲ストモ禍ヒ來ル、知ルヘシ、人タル道ヲ守レハ天理ニ契ヒ、其ノ道ニ背ケハ天理ニ背ク、是故二人各我分ニ安シ、職業ヲ勉勵シ、我長ヲ挾サマス、他短ヲ誹ラス、脩身誠意人事ノ大道ヲ明ニセスンハ有ヘカラス、

皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事

抑、皇上トハ上一人ノ嘉號ニシテ、他ニ比類ナキノ尊稱ナリ、其徳日月ニ均シク其恩父母ニ同シ、廣ク下土ヲ照鑑シ普ク一視同仁ノ憐ミヲ垂玉フ、故ニ庶民深ク此旨ヲ體認シ、日月ヲ仰クカ如ク父母ニ事ル如クニ謹テ奉戴スヘキナリ、朝旨トハ御維新已後更ニ天下ノ黔首ヲ撫育シ、塗炭ノ苦痛ヲ救ヒ玉ヒ、王道ノ蕩々タル至大至廣ノ仁恤ヲ施シ金科玉律ヲ定玉フ、此萬民ノ父母タル所以ナレハナリ、然ルニ因循弊習ニ膠執スル者ハ古今時勢ノ變通ヲ知ラス、文明開化ノ秋ナルコトヲ開悟スルコト能ハス、豈子トシテ父母ノ恩ヲ顧ミスト云ニ非スヤ、深ク此旨ヲ體シ帝ノ則ニ從テ厚ク遵守スヘキナリ、故ニ方今新ニ敎部省ヲ被爲建、四海一般敎化宣布ノ令ヲ下シ玉フ、其盛意誰カ瞻仰セサランヤ、臣等三ケノ敎則ニヨリ、億兆ノ人民ヲシテ速ニ方向ヲ知ラシメ、駭々乎トシテ大化文明ノ域ニ游ンコトヲネカフノミ、

諸宗說敎要義

眞言宗

新義

第一 敬神愛國ノ旨ヲ體スヘキ事

夫神ト者心ナリ、心ハ萬法ノ本ニシテ心能ク萬法ヲ生ス、心ヲ離テハ更ニ一法モアルコトナシ、神明ハ我國ノ宗廟萬物ノ根元ナリ、神ヲ離レテ萬物ナク、萬物ノ外ニ神ナシ、無形ニシテ能ク物ニ應シ、不動ニシテ妙ニ用ヲ施ス、威力自在至ラサル處ナシ、其ノ恩德廣大也、神武帝天ニ繼テ極ヲ建テシヨリ以來皇緒相續王道惟弘ル、嗚乎、鐘谷モ擊サレハ其應ナシ、幸哉、方今仁政普布テ教部ノ法規ヲ創建シ玉フ、祭祀教導ノ式ヲ嚴ニシテ、人民ノ昏迷ヲ警覺シ玉フ、人々捨惡修善ノ志ヲ卓立シ、念々至誠ニ神明ヲ崇敬シ、事々盡力シテ祭祀如在ナラハ、神明分賦ノ天理人道モ自ラ明カナルヘシ、

第二 天理人道ヲ明ニスヘキ事

古語ニ曰、神ハ正直ヲ以テ體トスト、己カ正直質直之本心本性ヲ體認シテ放散セス、至誠信心ヲ以テ奉事セハ感應自然ナルヘシ、然レハ則三才ノ性質同一根ナルヲ以テ、人身ノ本性本心タル五常五戒等ノ道ヲ商量シテ堅信堅守セシメハ、即チ正直ノ神慮ニ契合ス、天理明カナルヘシ、

天理明カナレハ人道モ亦明カナルヘシ、天ノ道タル誠之一字以テ通徹スレハ、士農工商各々其ノ本業ヲ勵ムヘシ、然ラハ三種神寶ノ德彌々盛ニ日ニ新ナランカ、教導ハ臣僧等カ任也、何ソ勉勵セザラン乎、

第三 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシム事

普天之下王土ニアラサルコトナシ、率土之濱王臣ニアラサルコト莫シ、誰レカ朝旨ヲ奉戴セザラン、僻遠ノ細民ニ至テハ產業暇ナケレハ、專注一境シテ至誠ヲ以テ神明ヲ奉拜スル旨ヲ教育シ行ヒ、餘力アル時ハ三德具スヘク四恩報スヘク五倫序ツヘク五常守ルヘキ旨ヲ説諭シ、三章ノ盛意ヲ貫徹シテ俱ニ聖化ヲ補佐シ、天覆地載ノ洪恩ヲ答ヘ奉ンコトヲ、

諸宗說教要義

淨土宗

蓋シ學ハ政ヲ施スノ源、教ハ世ヲ治ルノ本ナリ、學ヲ設テ以テ天下ノ政ヲ正シ、教ヲ立テ以テ億兆ノ民ヲ導ク、是列聖先王ノ典型ナリ、伏テ惟ルニ、方今景運丕新ノ際

二膺り百廢俱二興り、九流竝ヒ騁テ天下ノ人民耳目ヲ新ニシ觀ヲ改メサルハナシ、此ノ如ノ鴻業ヲ振起シ玉フコト徳萬古ニコヘ、眼一世ヲ空スルニ非ンハ安ソ之ヲ致スコトヲ得ンヤ、今復神官僧院ヲ管轄シテ教部ノ規則ヲ創立シ玉フ、其規則ニ准シテ之ヲ稽フルニ、學ト教トノ二科ヲ以テ政化ヲ翼贊シ玉フ盛意槩見ス可シ、果シテ學ト教トヲ振起セント欲セハ、先ツ萬機不易ノ根本ヲ立ツヘシ、根本立スンハ枝葉如何ソ繁茂スルコトヲ得ンヤ、因テ學教二科ノ上ニ就テ教方制令ノ三章ヲ論ス、先ツ敬神愛國ノ旨ヲ體スヘシ、夫我瑞穗ノ國ハ天神地祇極ヲ立統ヲ垂レ玉ヒテ、日神三種ノ神器ヲ傳テ三德不測ノ威靈ヲ示シ、萬世無窮ノ洪業ヲ開キ玉フ、是ヲ以テ列聖神祇ヲ以テ本トシ、兆民祭祀ヲ以テ禮トス、良ニ由アル哉、恭ク惟ルニ神ハ形チ無シテ能物ニ應シ、動カスシテ自ラ理ニ通ス、夫感格スル所ハ鏡花水月ノ如クニシテ照映セサルコトナシ、日本武尊ハ叢雲ノ劍ヲ揮テ風ヲ起シ火ヲ縱チ玉ヒ、神功皇后ハ髻ヲ分チ石ヲ懷口ニシ玉フ、豈ニ神威ノ嚇々タル者ニ非スヤ、日本紀云設_レ神理_ニ以_テ獎_レ俗蓋シ原_レ本反_レ始祭祀ノ旨ヲ重ンスルナリ、故ニ曰、神ヲ敬

フヲ以テ教ノ第一トス、所謂神ノ本原ヲ推究スルニ、心ノ一字ヲ出テス、神ハ心ナリト云是也、然ハ別人々此心ヲ明ラメ性ヲ見ルトキハ明鏡止水ノ如ク、昭々了々トシテ虛靈不昧ノ妙理ヲ悟リ、幽冥隱顯ノ深旨ヲ證シ、神ト徳ヲ均フシ、天ト功ヲ同フシテ無爲仁壽ノ域ニ至ン、且我國ヲ愛スルコト家ノ如ク、民ヲ親ムコト子ノ如クスヘシ、士農工商各其力ヲ竭シテ富國強兵ノ策ヲ運シ、君ノ爲ニ忠ヲツクシ親ノ爲ニ孝ヲ盡サハ、國自ラ豊ニ民自ラ穩カナラン、神武天皇曰、不_レ假_ニ鋒刃之威_ニ坐平_ニ天下_一其庶民ヲ慈愛シ玉フコト此ノ如シ、庶民宜ク父母ノ想ヲナシテ我國ヲ愛スヘシ、次ニ天理人道ヲ明ニスヘシ、夫二氣ノ正ニ乘シ五行ノ序ヲ齋フルコトハ天理ヲ明ニスルナリ、五倫ノ次テヲ守リ五常ノ旨ヲ體スルハ人道ヲ明ニスルナリ、古ニ云、誠ハ天ノ道也、之ヲ誠ニスルハ人道ナリ、積善ノ家ニハ餘慶アリ、積不善ノ家ニハ餘殃アリ、不善ヲ顯明ノ中ニナセハ人得テ之ヲ誅シ、不善ヲ幽明ノ中ニナセハ鬼得テ之ヲ誅ス、慎サルヘケンヤ、天理人道未タ嘗テ二途トセス、此ニ動クコトアレハ必ス彼ニ應ス、響ノ聲ニ應シ影ノ形ニ從フカ如シ、宜ク淳素質朴

ヲ旨トシ天人合一ノ奧義ヲ練達スヘシ、次ニ皇上ヲ奉戴

シ朝旨ヲ遵守セシムヘシ、天ニ二日ナク地ニ二王ナシ、

尊ヲ尊トシ親ヲ親トシ長ヲ長トスルハ人道ノ大ナル者ナリ、故ニ雨露ノ仁ニ沐シ、昌平ノ化ニ浴シテ其鴻恩ヲ報

ヒスンハアル可ラス、宜ク君臣ノ大義ヲ明ニシ朝旨ヲ遵守シ上ルヘシ、蓋シ人ニ四恩アリ、曰國王ノ恩、曰父母

ノ恩、曰師友ノ恩、曰天祖ノ恩、此四恩ヲ感戴シテ造次

顛沛ニモ忘ルコトナク、親ハ子ニ教ヘ、師ハ弟子ニ示シテ、僻鄉寒陬野豎牧童ニ至ルマテ懇々説諭スヘシ、蓋シ

人トシテ信ナカルヘカラス、信ナクシテ神ヲ祈ルト雖モ、塊ヲ以テ燧ヲ鑽ルカ如シ、利益アルコトナシ、信心一タ

ヒ起テ四恩報スヘク三災禳フヘク三德備フヘク五倫序ツヘク五常守ルヘシ、未タ信心ナクシテ道ヲ得ル者ヲ聞カ

ス、苟モ朝旨ヲ遵守スル者信心ヲ鐵石ノ如クニシテ、三章ノ明義ヲ體認シ生死ノ理ヲ悟リ勸懲ノ旨ヲ明ニシ、福

壽無量ニ皇圖鞏固神德益隆ナランコトヲ冀フ、是ヲ布教ノ綱要トス、

諸宗説教要義

禪宗

五山派

敬神愛國ノ事

天下ニ二道ナク聖人ニ二心ナシ、聖賢ノ國家ヲ平治スル教ヲ以テ先トセスト云フコトナシ、其ノ教ヲ設ル萬民固有ノ理ニ依ラスト云フコトナシ、故ニ前聖後聖ノ之ヲ教ルノ名殊ナリト雖モ其揆一也、故ニ國家モ亦互ニ其ノ教ノ長スル所ヲ取テ之ヲ用ヒテ相戾ラサルナリ、支那ニ儒教アリ、而シテ亦佛教ヲ用フ、我國神教アリ、而亦佛教ヲ用フル是ナリ、其ノ之ヲ取リ之ヲ用フルモノハ彼我ノ私自他ノ念ナク、萬民ヲ裨益シ國家ヲ平治スル公然ノ聖意ニシテ、總テニ致ナキナリ、今也聖朝丕新ノ政ヲ布キ盛大ノ教ヲ張リテ亦將ニ萬民ヲ裨益セントス、乃チ神ト佛トノ教ヲ竝ヒ立テ、協心勦力以テ富強ノ策ヲ立ツ、一ツニ皆聖意寬大仁慈ノ心ニ出ルナリ、億兆ノ臣民聖意ノ盛典ヲ奉戴セスンハアルヘカラス、恭遵セスンハアルヘカラス、蓋シ神トハ虛靈不昧ノ言ナリ、佛トハ清淨解脱ノ名ナリ、苟モ彼我ノ私ヲ挾ミ自他ノ念ヲ抱カハ、面ニ牆シテ立カ如シ、惘然トシテ見ル所口ヲ知ラス、希クハ天理ノ公ニ就テ教ヲ立ル素意ヲ返照シテ始テ知ルヘシ、

教則三條ノ中敬神愛國ヲ以テ先　スルユエン、夫レ神ハ
吾カ皇國ノ大祖神ニシテ三才ノ本萬法ノ根ナリ、我カ天
地ヲ成立シ我カ國土ヲ開闢シ日月ヲ清明ニシ風雨ヲ調順
ニシ、五穀ノ豊登セル萬民ノ生育スル、盡ク大神ノ威力
ニ依ラスト云コトナシ、故ニ普天ノ下、神土ニ非サル所
ナク、率土ノ濱神民ニアラサルモノナシ、是ヲ以テ祭ル
ニ禮ヲ以テシ、事ルニ信ヲ以テスレハ、自ラ神人一和シ
テ至誠ノ感格疑フヘカラス、假令其業萬國ノ教ヲ學フモ
ノト雖モ、既巳ニ神ノ土ニ生レ神ノ民タリ、神ノ威力ヲ
被リテ吾カ知識ヲ開キ聰明聖智ニイタルモ、盡ク大神ノ
威靈ニ依ラスト云コトナシ、故ニ吾カ皇國ニ生ル、モノ、
吾カ皇國ヲ信愛シ吾皇國ヲ保護シ以テ神恩ノ萬一ヲ報答
セスンハアルヘカラス、是故ニ、吾皇國ノ人タルモノ朝
ニハ盥嗽シテ先ツ神ヲ禮シ、而後作業シ、夕ニ神ヲ拜シ、
而後褥ニ就クヘシ、凡ソ吾カ皇國ニ生ル、モノ、生テハ
神力ヲ受テ行住坐臥シ、上ハ王公貴人ヲ始メ奉リ、下ハ
匹夫匹婦馬童走率ニ至ルマテ、大神ノ威力ヲ被ラサルモ
ノナシ、死シテハ神郷ニ歸入シ游戲自在ニ、縱令天堂地
獄根ノ國底ノ國アランモ神力ヲ被ルカ故ニ快樂安穩ナラ

サルハナシ、是故ニ吾皇國ニ生ル、モノ神ヲ敬セスンハ
アルヘカラス、神ヲ敬セサルモノハ吾國ノ民ニ非ス、殊
ニ吾カ天日嗣ノ連綿タル神孫ノ統領シ玉フ堂々タル神州
自ラ好天地アリ、自ラ沃肥ノ土アリ、自ラ活眼ノ俊傑ヲ
出ス、苟モ吾和魂ヲ具スルノ士タランモノハ深ク神庇ヲ
崇敬セスンハアルヘカラス、

天理人道ヲ明ニスル事

夫レ、天ノ覆ヒ地ノ載セ、陽ノ剛ニ陰ノ柔ナル、日ハ炎
二月ハ涼シク春ハ生シ夏ハ茂シ、秋ハ收り冬ハ藏ル、是
天地自然ノ妙用竝ヒ行ナハレテ相戾ラサルモノ天理ニア
ラスヤ、人ノ天地間ニ生ル、其ノ天地自然靈妙ノ賦稟ヲ
得テ以テ人ノ性トシ以テ萬物ノ靈トナル、故ニ大神大聖
ナルモノカツテ其間ニ出テ天理ノ妙用ニ則テ、以テ之レ
カ極ヲ立テ、之カ教ヲナシ、群類ヲ導テ相軋ルコトナク
相戾ルコトナク、各其ノ分ノ宜キニ適ス、コレヲ天然ノ
至理ト云、人モシ此理ニ戾リテ行ナハハ天地モ容レス神
明モ亨ケス、災害竝生シテ逃ル、所口ナキニ至ラン、次
二人道トハ、君ハ天ナリ臣ハ地ナリ、君之ヲ言ヘハ臣之

ヲ承ル、上之ヲ行ヘハ下之二倣フ、父ハ慈ニシテ子ハ孝ナリ、夫ハ剛正ニシテ婦ハ貞順ナリ、兄弟長幼ノ序アリ、朋友ニアサムカサルノ信アリ、此ノ五倫ハ人道ノ常ニシテ彝倫ノ亂ルヘカラスルモノナリ、夫レ斯ノ如クナレハ道アリト謂ヘシ、若シ夫レ地ハ天ヲ覆フヘカラス、若シ覆ハントスレハ必ス壞レナン、臣ハ君ニ抗スヘカラス、若抗スルモノハ亡ヒンノミ、是レ天理人道ノ分ナリ明ラメスンハアルヘカラス、

皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムル事

皇上ノ上ニ在ス主宰ノ尊ヲ以テ群下ヲ哀憫シ、慈父ノ德ヲ以テ黎民ヲ子育シ玉フ、所謂民ノ心ヲ以テ心トスト云者ナリ、萬民仁慈ノ洪恩ニ依カ故ニ衣食足テ其業ヲ樂ム、設令父母ノ恩モ皇上ノ恩德ニ比スレハ萬分ノ一二及ハス、諸官ノ庶政ヲ贊佐スルモ皇上威力ニ依ルカ故ニ庶政行ハレ萬民服ス、萬姓ノ賤業耕穫樵漁乃至車ヲ推シ舟ヲ行ルモ、皇上洪大ノ恩澤ニ依サレハ一日ノ生活ヲ得ヘカラス、況ヤ皇上ノ至尊至嚴ナル日月ノ如シ、誰カ之ヲ仰カサランヤ誰カ之ヲ奉戴セサランヤ、朝旨トハ皇上ノ旨命ナリ、

朝廷ノ政アル萬民ヲ哀憫シ玉フカ故ニ、應ヲ設ケ獄ヲ斷シ、是ヲ賞シ非ヲ罰シ、此ニ於テ強キモノ弱ヲ伏シ大ナルモノ小ヲ凌クノ患ヲ防ク朝旨ノ出ルコレカ爲ナリ、奉戴遵承尤モツ、シムヘシ、一ノ違乖スルコトアランニハ大不敬ニ屬ス、オソレスンハアルヘカラス、ツ、シマスンハアルヘカラス、

諸宗說教要義

禪宗

曹洞

上古元神、天御中至尊、諸册ノ二神ヨリ人皇ニ至リ、神武天皇乃至當今ニ至ルマテ、悉ク皆神明不測ノ聖德ヲ以テ國ヲ創メ民ヲ御シ玉フ、是則神聖ヲ敬崇シ皇上ヲ奉戴シ奉ルヘキ必然ノ道理、固ヨリ言ヲ待タスト雖モ、民ノ蚩々タル或ハ其恩澤ノ至大至廣ナルコトヲ知ス、之ヲ教ヘ之ヲ導クニ神皇ノ深恩妙德ヲ以テス、是教導ノ闕ク可ラサル所以ナリ、然ルニ天ノ物ヲ生スル齋シカラス、人根ノ不同ナル豈番億萬ノミナランヤ、是故ニ民ヲシテ惡ヲ止メ亂ヲ防キ善ニ移リ治ニ歸スルノ方法、亦一ニナルヘカラス、是則中古已來ノ我カ神聖諸道ヲ集採シ治化ヲ

贊助シ、民ヲシテ其性ノ近キニ就テ倦マサラシム、苟モ善治ニ益アル時ハ其教ノ異同ヲ論スルコトナシ、皆以テ我神皇ノ聖化ヲ贊ケ人心ヲ修正スルニ足ル、故ニ總テ之ヲ言ハ、天人同一自佗不二、神聖不測ノ妙體其教法ノ起ル處ニ隨テ佛ト云ヒ儒ト云フ、皆悉ク天然本具ノ實德人々固有ノ妙體ヲ示ス者ナリ、然ルニ其教法ノ派流凡ソ數十、中ニ就テ禪宗ノ如キハ直指人心、見性成佛ヲ以テ宗旨トス、即チ人々本具ノ實性ヲ指シ、天然自在本具妙樂ノ法ヲ教ヘ、之ヲ神通ト名ケ見性ト唱ヘ成佛ト稱ス、乃至種々ノ名義アルモ其要旨此ノ如キニ過キス、若又中下愚蒙ノ民ヲ導クニハ勸善懲惡因果報應等ヲ談シ、歸スル所ハ神佛ヲ敬崇シ皇上ヲ奉戴シ、國恩ヲ愛念シ民情ヲ和同シ、文明至治ノ德澤ヲ無窮ニ光被セシムルニ在ルノミ、

諸宗說教要義

禪宗

大德寺

妙心寺

恭ク惟ルニ、聖運恢復ノ際ニ膺リ百事觀ヲ改ム、今復教

部ノ制令ヲ創立シ、以テ政化ヲ羽翼シ玉フ、天下ノ民誰カ其ノ洪業ヲ仰カサラン、

第一條

敬神愛國ノ旨ヲ體スヘシ

其レ我神ノ靈德至大至明古ニ亘リ今ニ耀キ、天地ノ祖萬物ノ主タリ、豈敬セサルヘケンヤ、四民各其ノ力ヲ竭ン、富國強兵ノ策ヲ運シ、宜ク我皇國ヲ愛護シ皇威ヲシテ四海ニ輝耀セシムヘシ、

第二條

天理人道ヲ明ニスヘシ

天理目前ニ昭々タリ、作止語默大道ニ非サルハ無シ、故ニ云、貴コト道ヨリ貴キハ無ク、美ナルコト德ヨリ美ナルハ無シ、須ク猛著精彩一回徹證スヘシ、古人淳朴ナルカ故ニ可教、今人浮薄ナルカ故ニ不可教ト云モノ、是天理人道ヲ明辯セサルナリ、

第三條

皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘシ

聖人君子ハ民ノ父母ト云ヘリ、皇上天下ノ民ヲ撫愛シ玉フコト父母ノ子ヲ撫愛スルカ如シ、安ソ奉戴セサル可シヤ、入テハ以テ其父兄ニ事ヘ、出テハ以テ其長上ニ事ヘ、日ニ善ヲ積ミ惡ニ遠リ、宜ク朝旨ヲ遵守スヘシ、希クハ皇風永扇帝道遐昌、億兆ノ民ト共ニ泰平ノ世ヲ樂ンコトヲ、是ヲ宣教ノ要領トス、

諸宗說教要義

眞宗

五派

今般被仰渡候教則三條、自今教諭ノ大基本ト相成候ニ付、心得方左ニ申上候、

第一條

敬神愛國ノ旨ヲ體スヘキ事

天祖開國神孫相承皇統一系天壤ト窮ナク億兆ヲ化生スレハ、吾輩モ亦皇國ノ民神孫ノ裔也、然ルニ其子孫ニシテ其父兄ニ孝友ナラサル者之ヲ賊子ト謂ヒ、其臣僕ニシテ其君長ニ悖戾スル者之ヲ亂臣ト謂フ、亂臣賊子ハ諸教ノ

容レサル所也、苟モ生ヲ皇國ニ稟ル者孰カ敬神愛國ノ意

ナカラシヤ、若其意ナキ者ハ皇國ノ民ニ非ス、慙懼自奮セサルヘケンヤ、夫誠ニ神ヲ敬スル者ハ必ス能ク國ヲ愛ス、誠ニ國ヲ愛スル者ハ必能神ヲ敬ス、嚴肅拜跪ハ儀容ヲ以テ神ヲ敬スルナリ、皇國ヲ恢張シ力ヲ國家ニ盡スハ誠意ヲ以テ神ヲ敬スル也、然而誠意ハ本也、容儀ハ末ナリ、是故ニ宜ク其意ヲ誠ニシテ國家ヲ保護シ、游惰ヲ勵マシ知識ヲ開キ、内物產ヲ殖シ國用ヲ足シ、外萬國ニ對峙スルノ基本ヲ建ツヘシ、是ヲ敬神愛國トス、

第二條

天理人道ヲ明ニスヘキ事

生々化々ハ天地ノ理時ニ循テ宜ヲ制スルハ人道ノ常、天理凝滯スル所ナク人道通達セサルコトナシ、天理人道其揆一也、故ニ天理ニ達スレハ變通方ナク、人道ヲ得レハ君臣父子ノ大倫全シ、豈辯明セサルヘケンヤ、夫開國ノ始メ世樸二人質制度文物ノ具ラサル蓋萬國皆然リ、而シテ世歳ト移リ俗世ト變シ以萬國相通スルニ至ル、故ニ信義ヲ盡シ條理ヲ踐有無相通シ、彼此相益スルノ人道タル

論ナシ、於是乎萬國交際ノ天理ニ違ハサルヲ知ル、自主
自養ノ天理ニ出ルヤ亦論ナシ、於是乎利用厚生各其本分
ヲ盡スノ人道タルヲ知ル、然ルニ此時連ニアタリテ、猶
或ハ之ヲ議スル者アリ、蓋沿襲ノ陋習ニ泥ミ知識ヲ壅塞
スルニ由ルノミ、故ニ天理人道ヲ明ニセント欲セハ、先
其舊染ノ私見ヲ去リ日新ノ理ヲ窮メ、天地固有ノ公法ヲ
體シ眼勉知識ヲ擴充シテ、以天理人道ニ違ハサランヲ庶
幾ス、

第三條

皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事

天運一變シテ、百度維新ニ在廷ノ君子苦心焦勞、民ヲシ
テ文明正大ノ化ニ進ント欲ス、然ト雖モ蚩々ノ民目ニ文
字ヲ知ラス耳ニ道理ヲ聞カス、一ノ新事ニ逢ヘハ輒チ之
ヲ驚愕シ、殆ント冬夏ニ寒熱ヲ患フルカ如シ、亦憫ムヘ
キ哉、蓋時勢ノ變革ハ猶四時ノ循環スルカ加シ、四時循
環セサレハ五穀熟セス萬物長セス、時勢變革セサレハ天
下萎靡シテ振ハス、故ニ天下ノ制度時勢ニ因テ變更セサ
ルヲ得ス、之ヲ知ラスシテ徒ニ悲嘆スルハ又猶寒熱葛裘

ノ用ヲ知ラサルカ如シ、之ヲ知ラハ將感泣開化日モ之レ
暇アラサラントス、之ヲ譬ルニ一盲人破屋中ニ在リ、上
漏下濕ヒ軒壞レ柱折ル、一仁人之ヲ憫ミ新屋ヲ構ヘ之ヲ
遷ス、盲人大ニ怨ム、曰、我家此處ニ柱ナシ、我退テ此
柱ニ觸レタリ、我家此處ニ軒ナシ、我進テ此軒ニ傷ケリ、
此ニ障壁アリ、彼ニ階梯アリ、我ヲシテ左支右梧方向ヲ
失ハシム、何ソ此極ニ至ラシムルト日夜悲憤シテ仁人ヲ
怨望ス、無智ノ民亦之ニ近シ、徳川氏ノ末弊風相接シ、
堂々タル神州一大破屋ニ類ス、今也大政維新律度森嚴、
猶仁人ノ新屋ヲ構ヘテ之ヲ遷スカ如シ、若シ其盲ヲ醫シ
新構ノ壯麗ヲ見セシメハ、驚喜シテ狂走スルニ至ラン、
吾徒固ヨリ頑民ノ盲ヲ醫シ、皇上ノ至仁朝旨ノ在ル所ヲ
知ラシムルヲ任トス、敢テ鞠躬ノ勞ヲ效サスンハアラス、

諸宗說教要義

日蓮宗

教則三條

前略 事體至大宜ク深ク慎重スヘシ、佛教必ス皇憲ニ符號
シテ方ニ施行スヘシ、因テ朝意ヲ奉體シテ布教ノ大綱ヲ

述ス、誠惶誠恐謹テ教則三條ヲ案スルニ曰、夫レ道ハ一ノミ、苟モ一ヲ達得セハ萬事斯ニ畢ル、一果シテ何物ソヤ、所謂神是也、神ハ萬物ノ源國家ノ基ナリ、神ソレ歸敬尊奉セサル可ケン哉、遍ク五洲萬國ヲ歴觀スルニ、國祖垂統ヨリ萬世不レ更レ姓モノ唯我皇國然ルノミ、其故何ソヤ、皇國ノ風俗神祇ニ敬事スルヲ是急トス、唯是敬神ヲ急トス、故ニ愛國ノ情萬世不レ弛、是皇國ノ萬邦ニ特超スル所以哉、既ニ敬神愛國ノ義ヲ體認セハ國礎眞ニ安シ、國礎安定セハ人々必ス和氣ヲ得ン、人道下ニ和セハ天理上ニ明ナリ、既ニ天人ノ道明ナレハ尊王遼朝ノ義自ラ立ヘシ、故曰、一ヲ達セハ萬事畢ルト、嗚呼敬神ノ義大哉、萬教宜ク之ヲ以テ本ト爲スヘシ、今我佛教機軸ヲ異ニスレドモ、其歸ヲ要スルニ亦甚同矣、夫レ佛ノ流派多ト雖、蓋大要三ノミ、曰、固ニ結人心、曰、淳ニ厚風俗、曰、補ニ翼王化也、唯能固ニ結人心、故敬神愛國ノ義自ラ立チ、唯能淳ニ厚風俗、故中和ノ氣自ラ致シ、天人自ラ明ニ唯能補ニ翼王化、故尊王遼朝ノ義奕世不レ弛也、古ノ善用レ兵者無ニ赫赫之功、治道ニ於ケルモ亦然リ、今佛赫赫之功無ト雖、ソノ治化ヲ補助スル其功亦

少カラス、是天下萬民ノ所レ知亦不レ可レ誣也、請、試ニ本門法華ノ義ヲ以テ其說ヲ終ヘン、

第一 敬神愛國ノ旨ヲ體スヘキ事

曰ク、本尊ヲの立シテ其志ヲ確フシ其信ヲ決セシム、其本尊トハ何ソヤ、本門ノ教王釋尊是也、直ニ彼ノ天竺ノ釋迦老先生ナル者ヲ指ニ非ルナリ、所謂我毘樓遮邦遍一切處ト云者ニシテ世ノ所謂造物ノ主ナル者也、竺土ニ在テハ釋迦、支那ニ在ラハ三皇五帝、皇國ニ在テハ宗廟ノ神祇ト現ハル、土ニ因テ其稱ヲ異ニスト雖其實一也、故ニ我家一大本尊ヲ立テ、民心ノ的境ヲ定メ、信心ヲ堅固ナラシメ、敬神愛國ノ心志ヲ確定シテ一念祇邪ニ陥ルニ違アラサラシム、苟モ人人此確信ヲ得ハ每事放心ノ失ナシ、況ヤ祇邪ニ煽惑セラルヘケンヤ、所謂誠意正心敬之至也、能ク如是ナラハ敬神愛國ノ志愈固愈切ナラサラシヤ、是我佛ノ人心ヲ固結シ、第一條ヲ體スル所以ノ大旨也、

第二 天理人道ヲ明ニスヘキ事

曰ク、唱題ノ修行ヲ立テ、終身ノ作業ヲ定ム、夫陰陽雖ニ氣異ニ同ク天理也、善惡雖ニ心別ニ均ク人道也、天不能無陰人不能無惡、只中和ヲ得ハ陰不害陽惡不妨善、今人々苦樂ノ境ニ遇フ毎ニ、苦樂トモニ妙法ナリト念シテ唱題セハ、必ス其心少ク平ナルヲ得ン、苟モ其平ヲ得ハ和氣油然而シテ生セン、和氣ヲ以テ苦樂ノ境ニ處セハ七情中ノ節、其レ庶幾乎、以レ之修身則身修、以レ之齊家則家齊、以レ之送喪則葬禮斯整、以レ之追遠則祭儀斯立、所謂養生喪死無憾者乎、能如是ナラハ風俗淳厚ニシテ人道自ラ明也、人道明ナラハ天理不遠而得ン者乎、是佛家大慈ノ止サル唱題ノ大易行ヲ以テ涵養性情變化氣質、夫婦ノ不肖モ能ク此道ヲ行フコトヲ得セシムル大巧方便ナリ、若シ夫上達君子ノ者不復論定規也、是我佛ノ第二條ヲ宣揚スル所以ノ大旨ナリ、

第二 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事

曰ク、本門ノ戒壇ニ安住セシム即娑婆即佛土即身是佛ノ大圓頓戒也、蓋シ立教ノ本意ハ安心守位ニアリ、十界皆佛位娑婆即佛國也、若シ夫釋迦氏ニ於人身佛智ヲ得、本

邦支那ノ諸祖ノ如キ不_レ移_二步_一、ソノ土ニ於テ大活眼ヲ得タリ、何必シモ佛土佛果ヲ待テ而後ニ覺悟ヲ論センヤ、所謂素_ニ富貴_一行_ニ乎富貴_一、素_ニ貧賤_一行_ニ乎貧賤_一、君子無_レ入而不_レ自得_二焉_一、若シ此安心ナクンハ取捨憎愛ノ遂ニ止ムコトナシ、憎愛起ル時ハ煩惱苦患永ク脱シ難シ、故ニ居處即佛土ヲ示シテ厭離欣求ノ迷根ヲ斷破スルヲ法華ノ大解脫戒トスルナリ、今法華ノ圓戒ニ入り、士農工商各其位ヲ守テ安心道ヲ求メハ、在_二下位_一不_レ援_レ上_一、自ラ皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキナリ、是人ヲシテ窒_レ欲閉_レ邪守_レ分修_レ道_一、近クハ四恩ヲ報スルコトヲ知り、遠クハ佛國土ヲ淨ムルノ願行ヲ起シ、化他利物ノ功驗ヲ得ン、人々能ク如是ナレハ治國平天下求メサルニ自ラ得ヘシ、是則佛ノ善心ヲ陶冶シテ朝憲ヲシテ行レ易キノ地ヲ爲シ、陰ニ聖化ヲ補翼シ、皇威ヲシテ愈隆昌ナラシム、是我佛ノ第三條ヲ弘宣スルノ大旨ナリ、

右教則三箇條謹テ本經祖說ニ根據シ、敢テ皇憲ニ違悖スヘカサルノ朝議ヲ服膺シテ、斟酌折衷シ萬一ヲ呈露ス、漫ニ空疎ヲ以テ重責ヲ負フ言必ス闕漏アラン、伏テ再問ヲ乞フ、恐懼戰兢ニ堪ス謹錄、

諸宗說教要義

時宗

第一則

敬神愛國ノ旨ヲ體スルノ方法

凡我神國神ヲ敬フノ道ハ天下ノ人民固有ノ法ナリ、然ルニ本宗開祖一遍ハ、利生化導ノ方法ヲ神ニ祈リ宇佐・男山等靈異ヲ得ト雖トモ足レリトセス、遂ニ熊野一百箇日ノ參籠ニ大神親リ現ニ御正體、直示ニ濟度衆生之方便曰、汝之誓願不可思議也、哀愍一切衆生ニ故勤ニ融通念佛是實最上善根慈悲之至極也、乃至不レ謂ニ善惡不レ糺ニ信誘ニ唯勤ニ南無阿彌陀佛可レ賦ニ其算、期ニ命終ニ而更勿レ怠、爾者吾乃擁護常恆不レ去ニ道場、汝必勿レ忘レ吾吾亦永不レ忘レ汝云々、其餘甚深之義多レ之、還ニ入神殿之后先三山之諸神現ニ童子ニ受ニ念佛勸進之算、從レ之諸國遊行之間伊勢・大隅・多賀・三島・生田・菅神等感應甚隆也、一過化導賦算凡二十五億一千七百二十四人也、爾來今ニ至マテ代々ノ遊行廻國シ賦算ス、第十二代尊觀法親王以來、朝恩殊ニ渥ク、民間ノ歸向彌多シ、神德ノ巍々タル國恩

ノ蕩々タル寔ニ不可測、開祖曰、專仰ニ神明威ニ莫レ輕ニ本地德ニ云々、故ニ時宗ハ遊行廻國賦算ヲ以テ教導ノ方法トス、又所々留錫中方今ノ御政體ヲ本トシ、神德ノ深廣佛經ノ四德中ニ根據シ、敬神愛國ノ說論最モ至要トシ服膺スヘシ、

第二則

天理人道ヲ明ニスヘキノ方法

吾宗正依ノ無量壽經中、五惡五善觀、無量壽經中三福九品等ノ施設、天理人道ヲ明ス事甚詳也、是ヲ以テ教導ノ大綱トス、

第三則

皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムルノ方法

是亦佛教四恩中國王ノ恩最重ナレハ、擴充スルニ三福九品五惡五善ヲ折衷シテ懇々說諭スヘシ、此三則確乎トシテ行レハ、天下和順日月清明、風雨以テ時災勵不レ起、國豐民安兵戈無レ用、崇レ德興レ仁務修ニ禮讓ノ實效ヲ得テ、大ニ人民萬歲ノ德ヲ頌セン、